

ワーキンググループの設置について

1 目的

住宅確保要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の居住支援に携わる機関及び団体等において実務を担当する職員と居住支援法人との連携を促進することで、より効果的な居住支援を推進し、要配慮者の居住の安定を図る。

2 構成員

不動産関係団体、居住支援団体、及び区職員（10人程度）
居住支援法人（3～4団体程度）

3 開催時期

12月上旬（予定）

4 検討事項

- ・本区における民間賃貸住宅の市場動向
- ・要配慮者の住まい探しの現状と課題
- ・居住支援法人とは（活動内容の紹介）
- ・連携体制の構築、連携の強化について
- ・支援策の検討
- ・その他情報共有、意見交換等